

第2回福井県地域防災計画原子力防災編検討委員会住民避難部会 結果概要

福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、関係機関で住民避難体制を検討するために、福井県地域防災計画原子力防災編検討委員会住民避難部会を開催した。

- 1 日 時 平成24年2月23日（木）14：30～16：00
- 2 場 所 福井県国際交流会館
- 3 部会委員 国、防災機関、原子力事業者、市町、県
計18名
- 4 会議内容
 - ・原子力災害対策特別措置法の改正について
 - ・原子力規制庁の防災組織および緊急時の対応体制について
 - ・国の今後の進め方について
 - ・地域防災計画見直しの進め方について
 - ・避難に関する暫定措置（案）について
 - ・原子力防災総合訓練の実施について
 - ・原子力防災対策の予算対応について
- 5 委員からの意見（主なもの）
 - ・今回の避難に関する暫定措置（案）では、県内避難になっているが、県外に避難する方が合理的であり、住民を説得しやすい。
 - ・県外には自衛隊の駐屯地もあり避難の連携も可能である。
 - ・暫定であっても、県が勝手に決めるのではなく、市町の話をも十分聞いた上で、相談して避難先を決めて欲しい。
 - ・福島事故では、住民は決まった避難先ではなく、バラバラに避難しているため、避難した自治体は、一部の住民と音信不通の状態が続いていると聞いている。
 - ・避難先をあらかじめ定めることは非常に重要なことで、住民の人がバラバラに避難した場合でも、避難先が定められていることを知っているだけでも、後々連絡が取れるため重要である。
 - ・スクリーニングや除染ができる人や資機材は限られている。
 - ・避難場所とスクリーニング・除染場所を分けると、人と資機材を集中して運用できるため検討をお願いしたい。